

津軽国有林の地域別の森林計画書

(第三次変更計画)

(津軽森林計画区)

計画期間 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 39 年 3 月 31 日

(第一次変更 平成 29 年 12 月)

(第二次変更 平成 30 年 12 月)

(第三次変更 令和 2 年 12 月)

東北森林管理局

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 7 条の 2 第 3 項により準用する法第 5 条第 5 項に基づき変更するものである。

- 1 豪雨による土砂流出等の対策として治山工事箇所を追加する。

なお、本変更計画は、令和 3 年 4 月 1 日に効力を生じる。

【変更項目及び頁】

Ⅱ 計画事項

第 5 計画量等

- 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域 (林 班)		前半5カ年の計画		
弘前市	14, 25, 27～36, 44, 45, 313, 317, 319, 321, 324, 334, 335, 344, 345, 370, 372, 375, 380～382, 386, 389, 394, 395	33	19	溪間工 山腹工 森林造成	
黒石市	1007, 1018, 1019, 1021, 1022, 1027, 1029, 1038, 1039, 1042, 1044, 1047	12	8	溪間工 山腹工 森林造成	
五所川原市	7, 9～13, 24, 38～42, 44, 45, 53, 56～59, 61, 62, 66, 67, 72, 77～80, 85, 88, 89, 91, 93, 101, 102, 107, 108, 126, 127, 133, 134, 142, 144, 146, 152, 513, 514, 527, 547	39	20	溪間工 山腹工	
つがる市	418, 422, 426	3	3	防潮工 海岸林造成工	
平川市	701, 702, 704, 706, 707, 709～712, 715, 725, 727, 732, 740, 741, 750, 766, 771, 772, 780, 788, 790, 1048, 1049, 1054, 1057, 1071, 1087, 1097, 1106, 1107	31	26	溪間工 山腹工 森林造成	
鱒ヶ沢町	2045, 2047, 2049, 2057, 2060, 2065, 2066, 2070	8	6	溪間工 山腹工 森林造成	

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備考
市町村	区 域 (林 班)		前半5カ年の計画		
深浦町	2010, 2012, 3001~3003, 3005, 3007, 3010~3014, 3019~3021, 3024, 3029, 3032, 3033, 3035, 3036, 3038, 3044~3046, 3048~ 3050, 3053~3059, 3069, 3070, 3072, 3075, 3077, 3079, 3090, 3094, 3096~ 3098, 3102, 3104~3106, 3111	51	48	溪間工 山腹工 森林造成	
西目屋村	106, 108, 109, 112, 114, 116, 118~121, 123, 124, 127, 128, 130~132, 134~136, 142, 143, 165, 169, 174, 177, 178, 184, 185, 187, 189, 199, 200, 202, 203	35	12	溪間工 山腹工 地すべり防止	
大鱈町	503, 504, 510, 511, 518, 520, 535, 537~539, 551, 552, 555, 568, 569, 571~573, 580, 581, 583, 587, 592, 593, 596	25	13	溪間工 山腹工	
中泊町	202, 203, 208~210, 218, 220, 228, 234, 235, 302, 303, 307, 308, 316, 317, 320, 323, 347, 367~369, 580, 600, 635	18	10	溪間工 山腹工	
合計		255	165		